

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

高齢者施設等における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル及び パキロビッドパック）の活用方法について（再改定）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡（高齢者施設等におけるラゲブリオ及びパキロビッドの活用方法）に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。
概要につきましては下記の通りです。
貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

・介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設（以下「介護老人保健施設等」）の入所者に投与した場合の薬剤料について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「保険局事務連絡」）別添1の7（1）⑤に示すとおり、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行った上で投与した場合に、当該保険医療機関において算定できるが、当該保険医療機関において国が購入し配分した薬剤を投与した場合の薬剤料については、診療報酬請求も患者への自己負担請求も行わないこと。

・両薬剤ともに、介護老人保健施設等の入所者に対して、外部の医療機関の医師が処方を行うにあたっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守するとともに施設基準を届け出ること、情報通信機器を用いた診療についての診療報酬の算定が可能。なお、保険局事務連絡別添1の2に示す新型コロナウイルス感染症の時限的・特例的な取扱いについては、令和5年7月31日をもって終了すること。

・介護老人保健施設等が購入して投与する場合は、通常の医薬品と同様、診療報酬による算定はできない。介護老人保健施設等においては、一般流通の開始前に国が購入した薬剤の配分を受けていた場合、当該国が購入した薬剤の使用も想定されるが、その薬剤料については、診療報酬請求も患者への自己負担請求も行わないこと。

・同意書の取扱いについては、ラゲブリオについては、同意取得に関する承認条件が解除され、文書による同意取得が令和5年4月25日以降不要となったものの、引き続き、各医療機関においては、患者又は家族への適切な情報提供に努めること。パキロビッドについては、特例承認されたものであり、国購入品・一般流通品のいずれについても、あらかじめ患者又は代諾者に、その旨並びに有効性及び安全性に関する情報を十分に説明し、引き続き、同意書の取得を行うこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

